

## 令和8年度運動場等施設管理業務委託仕様書

この仕様書は、尾鷲市立運動場及びテニスコートの施設管理の概要を示すもので、現場の状況に応じ軽微な部分は、本書に記載のない事項であって尾鷲市（以下「甲」という。）が施設管理上必要と認めた作業は、委託金額の範囲内で受託者（以下「乙」という。）が実施するものとする。

### 1 履行場所

尾鷲市立運動場及びテニスコート

### 2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3 作業員

- (1) 乙は、甲の指示を受け作業員の指導監督を行い、作業の完遂を期するよう努めるものとする。
- (2) 乙は、作業員の風紀及び衛生の維持に関して一切の責任を負うものとする。
- (3) 乙は、作業員に対し作業要領、器具の使用法等必要な訓練を十分行い、作業中における事故防止及び備品等の損傷防止に努めなければならない。
- (4) 乙は、作業員であることを分かるようにし、清潔を保持するよう努めなければならない。
- (5) 甲は、作業員が本業務に従事するに不相当と判断した場合には、根拠を明示した上で、乙に対し当該作業員の交代を求めることができる。
- (6) 乙は、作業員を適正に配置し、利用状況に配慮した上で作業を行うものとする。

### 4 委託業務

#### (1) 除草作業

区域内すべての雑草等を対象とする。時期及び回数は次のとおりとする。

- (ア) 区域内除草駆除については、7月・8月の2ヶ月間は、月2回とし、4月～6月、9月～12月及び翌年の3月の8ヶ月間は月1回を実施すること。

グラウンド内は、甲の指示によりレーキを使用することも可能とするが、それ以外の箇所は、その他の方法で除草すること。

除草には草刈機の使用も認めるが、草刈機は乙で用意するものとし、レーキについては、甲が用意するものとする。また、レーキを使用する際の車両及び燃料等は、乙が用意すること。

ただし、雑草の繁茂の状況により、期間、除草方法の変更を指示することがある。

(イ) 市立運動場区域内周辺及び市営テニスコート周辺の除草については、5月～11月までの間、毎月1回とし、甲の指示する期間に作業を行うこと。

除草には草刈機の使用も認めるが、草刈機は乙で用意すること。

(ウ) 市立運動場南側法面の除草は、年2回とし、甲の指定する期間に作業を行うこと。除草には草刈機の使用も認めるが、草刈機は受注者で用意すること。

(エ) 草刈機を使用する場合は、受注者の責をもって細心の注意を払い行うこと。

## (2) 整備作業

区域内のすべての施設等を対象とする。

(ア) 市立運動場施設内側溝及び市営テニスコート排水溝に溜まった土の引揚げを年2回、甲の指示する期間に行うこと。(残土運搬含む。)

(イ) 市立運動場施設内砂場(助走路含む)排水溝に溜まった土の引揚げを年2回、甲の指示する期間に行うこと。(残土運搬含む)

(ウ) 運動場施設内グラウンド土部分については、5月～11月までの間、毎月1回、甲が指定する「グラウンドならし」を利用し、グラウンド整備を行うこと。ただし、「グラウンドならし」の運搬と整備に使用する車両及び燃料等は、乙が用意すること。なお、グラウンド内をレーキで除草をした場合は、「グラウンドならし」をしたものとみなす。ただし、グラウンドの状況により、期間、方法の変更を指示することがある。

## (3) 清掃作業

区域内のすべてのゴミ類(可燃ゴミ・空缶・ペットボトル・空ビンも含む)を除去する、また、便所は常に清潔を保つようにする。

(ア) 時期及び回数は次のとおりとする。

4月・5月、10月～翌年3月の8ヶ月間は、週2回程度(合計64回)とし、6月～9月の4ヶ月間は、週3回程度(合計48回)とすること。

(イ) ゴミ類除去及び便所の清掃は、次のことに留意すること。

場内清掃は、ゴミ及び飛散しているゴミ類等一斉のものを収集し乙で処分すること。収集に要するゴミ袋は、すべて甲が支給する。

便所の清掃は、便所内(土間、壁等)及び大・小便器は散水の上、備え付けのブラシ・ホウキ等を使って清掃し、清潔にすること。

大便所のペーパーを補充し、予備のものがなくなるときは、甲へ連絡し支給を受けること。

(ウ) 甲が上記の(ア)・(イ)以外の事項で、清掃等の作業が生じたときは、その旨を乙に連絡し、乙の指示に従い、速やかに作業を行うこと。

(エ) 場内及び便所等にひどい汚れがある場合は、甲に報告すること。

## 5 その他

- (1) 上記1の作業で発生した雑草等・ゴミ類（可燃ゴミ・空缶・ペットボトル・空ビン）・残土等については、乙で処理すること。
- (2) 区域内に長期間放置しているものの処置（不審物を含む）区域内に長期間放置しているもの（不審物を含む）については、甲に遅滞なく報告し、甲と乙で処理を協議すること。ただし、乙が処理した場合は、処理に掛かる費用等は甲が支払う。
- (3) 業務の遂行上、この仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議して解決するものとする。
- (4) リスクの分担については、別紙リスク分担表のとおりとする。

## 6 提出書類

### (1) 業務完了報告書

業務完了報告は、甲が指定する様式に、作業実施日時・作業内容・作業従事者氏名を記載し、毎月末をもって作成し、速やかに提出すること。

以上